

# 第5章 地域住民向けの事業

- 第1節 買い物
- 第2節 参加
- 第3節 相談
- 第4節 緊急時に備えて
- 第5節 その他

## 第1節 買い物

### ① 買い物の支援

#### 1) 食の資源マップ

三原市内において、「お弁当を配達してくれるお店」や「買った物を配達してくれるスーパー・食料品店」の一覧表です。

※三原市内すべてのお店を掲載しているものではありません。

利用できる人	市民
内 容	(1) 弁当を配達してくれるお店 (2) 商品を配達してくれるお店 (3) 移動販売 (4) 受け取り代行
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ン ト	配達や買い物代行のニーズに対応できるエリアは、各企業・商店が独自に定めているものであり、対応できない地域もある。



食の資源マップ

## 移動スーパーと利用者の声（三原市の場合）

●「自宅近くの駐車場（公民館）で買い物をしているAさん（80歳代前半・女性）」  
 昨年、夫が亡くなり一人暮らしをしています。

移動スーパーを利用する前は友人の車に乗せもらい家から離れたスーパーに行っていました。近所の公民館まで歩行器を押して歩き、週2回買い物をしています。主に買うのは調理済の食材ですが、種類も多くあり嬉しいです。肩や腰が痛く調理が難しいので大変助かっています。

移動スーパーが来てくれるようになったのは、地域のスーパーが閉店し買い物に困るようになったことを地域の声としてあげたことがきっかけと聞いています。

人と話をすることが好きなので、移動スーパーの店員や買い物に来た人と話すことも楽しみにしています。

●「自宅が移動販売の駐車場になっているBさん（90歳代前半・女性）」  
 一人暮らしをしています。

買い物に自力では行かれないので、生協と移動スーパーを利用しています。週1回買い物をしていますが、生鮮食品をその場で買えるのがよいです。ないものは次の時に持ってきてくれるので助かっています。今、2年くらい経ちます。

移動スーパーを利用するようになったのは、事業者の人が「ここに停めさせてもらえないか」と営業に来たのがきっかけです。

近所の人も数人買い物に来ていますが、早く集まった時には、買い物前に私の家でお茶を飲み楽しく話をしながら待ちます。生きがいにもつながっています。

これからも移動スーパーを利用していきたいです。

●「施設で移動販売を利用しているCさん（80代後半・女性）」  
 夫婦で施設に暮らしています。

お店に買い物に行くこともあるのですが、最近は車の乗り降りに不安を感じるようになりました。施設には毎週移動スーパーが来るので利用しています。お菓子やドリンクを購入することが多いのですが、時には自分で調理したいので、肉や野菜を購入することもあります。誰かに頼むのではなく、自分で選んで買い物できるのが良いところ です。

（担当ケアマネジャーより）定期の面談のために訪問すると、冒頭で「今日は移動スーパーが来るから、それまでに終わらせてね！」と言われたことが何度かあります。楽しみにされているのだなと感じました。以前、一緒に移動スーパーまで行って買い物される様子を見せてもらったことがありますが、店員さんや他の利用者さんと会話しながら楽しそうに買い物されていた姿が印象的です。自分でできるということが大事なのだと思います。

～三原市内の移動スーパーの情報については「食の資源マップ」に訪問地域や問い合わせ先等の情報が掲載されていますので、社会福祉協議会に尋ねるか、ホームページをご覧ください。～

## 第2節 参加

### ① 集い

#### 1) ふれあいいきいきサロン

町内会・自治会等の範囲で住民同士が集い、気に掛け合う関係づくりを目的に様々な活動をしています。

利用できる人	市民（活動を実施する地域）
内 容	(1) サロンは地域住民が中心となり、地域の集会所などを利用して近隣の方々が気軽に集い、話しが出来る場所です。サロンでは、健康づくりや茶話会、食事会、ゲームなど工夫をこらした活動をしています。 (2) 地域の一人暮らし高齢者や日中一人で過ごしている人など、住民のつながり、居場所づくりをすすめています。
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ント	地域住民主体の事業で、実施されていない地域もある。また、参加費が必要なサロンもある



住民主体の  
福祉活動一覧表

#### 2) 常設サロン

地域住民が日常的に集い・ふれあい・助け合う、多様な活動ができる地域の拠点です。

利用できる人	市民（活動を実施する地域）
内 容	(1) 常設サロンは地域住民が日常的にいつでも立ち寄れるよう、できるだけ毎日開催する常設型をめざして開催しています。 (2) 地域住民により「運営委員会」を組織し、地域課題について協議するネットワークの構築も目的としています。
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ント	地域住民主体の事業で、実施されていない地域もある。また、参加費が必要なサロンもある



住民主体の  
福祉活動一覧表

### 3) 子育てサロン

子育て中の親子が、楽しみながら仲間づくりやつながりづくりができる活動です。

利用できる人	就学前の子どもと保護者など（活動を実施する地域）
内 容	（1）地域のボランティアによる運営で、自由遊びや手遊び、季節ごとの行事などを行っています。世代間の交流や保護者同士の話ができる場として情報交換の機会にもなっています。 （2）主に就園前後の子どもと保護者が参加しています。
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ン ト	地域住民主体の事業で、実施されていない地域もある。また、参加費が必要なサロンもある



住民主体の  
福祉活動一覧表

### 4) 子ども食堂

地域住民やボランティア団体が主体となり、子どもたちに温かい食事と団らんを提供します。地域の大人とふれあいながら子ども一人ひとりを大切にする場です。

対象者を限定しない活動も多く、高齢者などが食事をとることも可能です。

利用できる人	市民
内 容	地域の子どもたちや保護者などを対象に低額で食事を提供することを通して、孤立の解消や食育、地域交流が行われています。
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ン ト	地域住民主体の事業であり、実施されていない地域もある



住民主体の  
福祉活動一覧表

### 5) 男性のための料理教室

料理づくりを通し、男性ひとり暮らし高齢者、男性介護者の自立支援と仲間づくりを行う場です。

利用できる人	市民（男性ひとり暮らし高齢者および男性介護者）
内 容	月1回三原市総合保健福祉センターにおいて、食生活改善推進員の協力により、料理教室を行っています。
窓 口	三原市社会福祉協議会 三原地域センター

### 6) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操については第4章を参照してください。(190頁)

## ② 見守り

### 1) 地域見守り活動

地域で見守りを希望する人へ、住民主体の連携や助け合いにより孤立の予防や見守りを行い、「みんなが安心して生活できる地域づくり」を推進する活動です。

利用できる人	市民（活動を実施する地域）で以下に該当する人。 ①ひとり暮らし高齢者 ②高齢者世帯（虚弱及び介護世帯） ③障害者世帯 など、日常生活において声かけ、訪問を希望する人。
内 容	（1）住民から見守りボランティアを選出し、希望する対象者に対し日常生活の中で声掛けや訪問が行われています。 （2）緊急連絡先を記入した安心カードの作成と配布。（希望者の意向を確認し同意を得る）
窓 口	三原市社会福祉協議会
コ メ ン ト	地域住民主体の自主事業であり、実施されていない地域もある

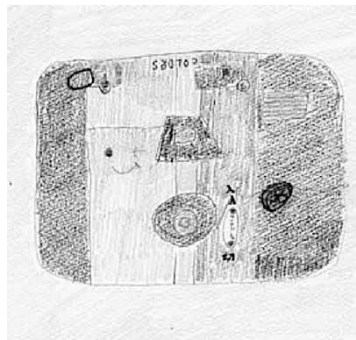


住民主体の  
福祉活動一覧表

### 2) ふれあい訪問活動

本郷町内のひとり暮らし高齢者および二人暮らし高齢者世帯に、住み慣れた地域で共に生き、安心して暮らせる日常生活を提供するために見守りネットワークを組織し訪問する活動です。

利用できる人	市民（旧本郷町エリアにおける事業の対象者） おおむね 75 歳以上のひとり暮らしおよび、おおむね 80 歳以上の二人暮らし世帯。ただし、民生委員等関係機関からの要請の場合はこの限りではない。
内 容	毎月 15 日に三原市社会福祉協議会が発行する「ふれあい訪問だより」を、各町内会の福祉推進員（地域のボランティア）が対象者に配布し、声掛け・見守りを行う
窓 口	三原市社会福祉協議会 本郷地域センター
コ メ ン ト	本人が希望された場合に事業対象者となる



### 3) 三原市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

在宅の認知症のある高齢者宅へ「やすらぎ支援員」が訪問し、介護している家族がホッとできる時間をつくる支援を行います。

利用できる人	市民 (在宅の認知症のある高齢者を介護している家族)
内 容	認知症のある高齢者の居宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。原則として、直接体に触れる介護は行わず、トイレ誘導程度は必要に応じて実施しています。 ① 利用料金 1時間あたり 100円 ② 支援員派遣は、原則として月10時間が上限 ③ 派遣の単位は1時間単位、1回あたりの派遣は2時間が上限 ④ 派遣の単位が1時間に満たないときは1時間とする。 ⑤ 派遣時間帯は、原則9:00~17:00まで。
窓 口	各高齢者相談センター、三原市社会福祉協議会、三原市高齢者福祉課



三原市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

## ③ 家事などの困りごと支援

### 1) 住民参加型福祉サービス「ほっとはーと」

日常生活の中にあるさまざまな生活上の困りごとについて、住民同士お互いが助け合うお互い様活動です。

利用できる人	市民
内 容	(1) 活動例 (利用者と一緒に活動することが原則) 話し相手、託児、掃除、ゴミ出し、外出時の付き添い、調理 など (2) 協力者 (はーとさん) は登録制の地域ボランティア (3) 利用時間 1回の提供時間 2時間まで (4) 利用料金 1時間あたり 300円
窓 口	三原市社会福祉協議会



ほっとはーと

### 2) 地域生活支援

概ね町内会・自治会から小学校区を範囲に、住民同士の支え合いの関係により、ちょっとした困りごと (ゴミ出しや掃除など) を解決していく活動。



住民主体の福祉活動一覧表

### 3) シルバー人材センター

三原市シルバー人材センターの実施する、高齢者の知識、経験、技能を活かした生活支援のサービスです。

利用できる人	市民
内 容	<p>(1) サービス分野 ① 子育て支援サービス ②福祉・家事援助サービス</p> <p>(2) 技術を必要とする分野 ① 植木のせん定、消毒 ②塗装、左官、大工仕事 ③ 縫製作業、服のリフォーム</p> <p>(3) 屋内外の一般分野 ① 草刈り、草取り、清掃 ②墓掃除</p> <p>(4) 専門技術分野 ① 筆耕 ②宛名書き</p> <p>(5) 管理分野 ① 施設管理 ②駐車場管理 ③駐輪場管理</p> <p>(6) 襖・障子 ① 襖・障子 ②網戸張り</p>
窓 口	三原市シルバー人材センター ☎0848-63-2266



三原市シルバー  
人材センター

### 4) 当事者グループ

同じ障害を持つ人々や、その家族と支援者が一緒に活動しているグループです。活動や交流会、研修会を通じて、相互理解を深め、住みやすい社会を目指し、支えあい・助け合う団体です。



住民主体の  
福祉活動一覧表

### 5) 老人クラブ活動

活動から明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

活動できる人	おおむね 60 歳以上の高齢者
内 容	<p>(1) 高齢者自らのいきがいを高め健康づくりをすすめる活動 ・体操やグランドゴルフなどを通じた健康づくり ・日帰り旅行などのレクリエーション ・出前講座などの学習活動や研修 など</p> <p>(2) ボランティア活動を始めた地域を豊かにする各種活動 ・清掃活動などのボランティア活動 ・学校行事などを通じた伝承活動・世代交流 ・廃品回収などを通じた環境美化・リサイクル活動 など</p>
窓 口	三原市老人クラブ連合会
コ メ ント	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、実施されていない活動もあります。また、会費や実費や参加費負担が必要な老人クラブもあります。

### 6) 移動

移動の支援に関する制度やサービスについては、第3章を参照してください。(100頁)

## 第3節 相談

### ① 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、住民主体の福祉の活動を進める民間の団体です。地域共生社会の実現に向け、サロンや見守り等小地域福祉活動、ボランティア活動、当事者活動の支援や、住民活動と専門職のネットワークづくりを進めています。

	センター名	所在地	連絡先
1	三原地域センター	城町一丁目 2-1 三原市総合保健福祉センター (サン・シープラザ4階)	☎0848-63-0570 FAX 0848-63-0599
2	本郷地域センター	三原市本郷南 5丁目 23-1 三原市本郷保健福祉センター内	☎0847-32-7101 FAX 0847-32-5011
3	久井地域センター	久井町和草 1906-1 三原市久井保健福祉センター内	☎0847-32-7101 FAX 0847-32-5011
4	大和地域センター	大和町和木 1538-1 三原市大和保健福祉センター内	☎0847-34-1214 FAX 0847-35-3020

### ② 心配ごと相談

暮らしの中のあらゆる心配ごとの相談に応じ、社会福祉関係機関等の協力を得て助言や相談先の紹介を行い、その解決の手伝いをしています。市民どなたでもご利用できます。

内 容	会 場 (この行、背景塗りつぶし)	開催曜日	時 間
	三原地域センター (4階相談室)	第1～第4金曜	13:00～16:00
	本郷地域センター	第2・第4木曜	13:00～16:00
	久井地域センター	第1・第3水曜	9:00～12:00
	大和地域センター (大和保健福祉センターと大和人権文化センターで交互に開催)	第1・第3金曜	9:00～12:00

### ③ 民生委員児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また「児童委員」も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の子育ての不安に関する様々な相談・支援等を行っています。

窓 口	三原市高齢者福祉課、三原市社会福祉協議会
備 考	民生委員児童委員が行う高齢者・障害者・子育て家庭等の見守り活動を支援する「民生委員協力員」活動もあります。



## 第4節 緊急時に備えて

近年、全国各地で自然災害が発生しています。災害はいつ、どこで起こるかわかりません。日頃から周囲の人との関わりを大切にし、いざという時への備えが大切です。日ごろから自分がどこに避難するか、避難先での過ごし方など、ご家族や周囲の方、支援者等と一緒に確認しておくことが大切です。

### ① 緊急時安心カード

カードに緊急連絡先やかかりつけ医等を記入して冷蔵庫に貼り付け、緊急時に速やかに医療機関や家族に連絡が行えるようにすることを目的としています。

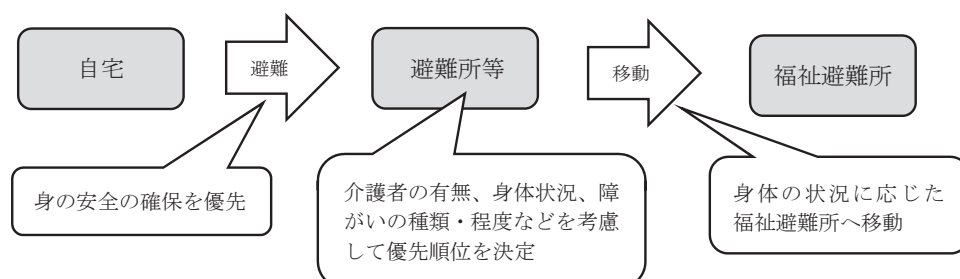
利用できる人	ひとり暮らし高齢者など利用を希望する人
内 容	<p>(1) 緊急時安心カードに必要事項を記入し、冷蔵庫の外側（ドアなど）に張り付けておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当の支援者（民生委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー）</li> <li>・本人基本情報（住所、氏名、生年月日、電話番号）</li> <li>・健康状態（かかりつけ医、治療中の病気、飲んでいる薬）</li> <li>・緊急連絡先（親族、知人、成年後見人等の名前、住所、電話番号）</li> </ul> <p>(2) 緊急時にかけた人が緊急時安心カードを確認し、医療機関受診時の参考にしたり家族に連絡を行う。</p>
窓 口	三原市高齢者福祉課

### ② 福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の避難場所での避難所生活が困難な高齢者や障害者等のうち、特別な配慮が必要な人が避難する施設です。

#### ●福祉避難所への避難の流れ

- ① 避難にあたっては、身の安全を確保することが最優先です。まずは市が開設した避難所等、安全な場所へ避難します。
- ② 長期の避難が見込まれる場合、市職員等が介助者の有無や障害の種類・程度に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受け入れ対象者を決めます。
- ③ スタッフの配備などの受け入れ体制が整ったところで、対象者を福祉避難所へ受け入れます。（搬送は家族の方や支援者等をお願いすることになります。）
- ④ 介護者（家族・支援者）についても福祉避難所への避難は可能です。



三原市が開設する避難所については災害によって変わりますので、市公式 LINE や三原市メール配信システム、市のホームページなどでお知らせする避難情報を確認してください。

窓	口	三原市危機管理課
---	---	----------

### ●指定福祉避難所一覧

#### 1) 子ども

施設名	施設所在地
紅梅認定こども園	西野 3-8-1

#### 2) 障害者

施設名	施設所在地
やっさ工房	中之町 5-3-7
こども発達支援センター	明神 3-16-16
三原きぼう作業所	明神 1-18-1
寿波苑	須波ハイツ 4-15-1
ルネサンス本郷	本郷北 3-4-4
ルネサンス大和	大和町箱川 1470-2
みどりの町グループホーム みはらホーム	大和町箱川 1503

#### 3) 高齢者

##### ○三原地域

施設名	施設所在地
特別養護老人ホームサンライズ大池	深町 583
サンライズ大池短期入所生活介護事業所	深町 583
デイサービスセンターサンライズ港町	港町 1-3-22
トータル・ケアサンライズ新倉	新倉 3-4-14
トータル・ケアサンライズ宮浦	宮浦 6-6-5
地域密着型特別養護老人ホーム サンライズマリン瀬戸	港町 3-6-29
サンライズマリン瀬戸短期入所生活介護事業所	港町 3-6-29
デイサービスセンターサンライズマリン瀬戸	港町 3-6-29
特別養護老人ホームくすのき・めぐみ苑	城町 3-6-1
くすのき・めぐみ苑ショートステイ	城町 3-6-1
くすのき・めぐみ苑デイサービスセンター	城町 3-6-1
きぼう介護センター	明神 3-15-17
三原市社会福祉協議会デイサービスセンター梅林	西野 3-7-1
特別養護老人ホーム三原慶雲寮	小坂町 1550
短期入所生活介護事業所三原慶雲寮	小坂町 1550
デイサービスセンター三原慶雲寮	小坂町 1544

施設名	施設所在地
特別養護老人ホームすなみ荘	須波ハイツ 2-3-1
すなみ荘ショートステイ	須波ハイツ 2-3-1
すなみ荘デイサービスセンター	須波ハイツ 4-14-1
特別養護老人ホーム白滝園	小泉町 116-1
デイサービスセンター白滝園	小泉町 1066-1
短期入所生活介護事業所白滝園	小泉町 116-1

## ○本郷地域

施設名	施設所在地
特別養護老人ホーム梅菅園	下北方 2-9-1
梅菅園通所介護事業所	下北方 2-9-1
梅菅園短期入所生活介護事業所	下北方 2-9-1

## ○久井地域

施設名	施設所在地
特別養護老人ホーム亀甲園	久井町江木 161-1
特別養護老人ホーム亀甲園 短期入所生活介護事業所	久井町江木 161-1
亀甲園デイサービスセンター	久井町江木 510
三原市社会福祉協議会デイサービスセンター久井	久井町和草 1906-1

## ○大和地域

施設名	施設所在地
三原市社会福祉協議会デイサービスセンター大和	大和町和木 1538-1

### ③ 避難行動要支援者避難支援事業

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など「避難行動要支援者」に対して、町内会・自治会、自主防災組織、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、隣近所の人など「避難支援等関係者」が連携して支援していく制度です。市が「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から協定を締結した地域の避難支援等関係者に提供し、地域での共助、及び福祉と防災の連携により避難支援体制づくりに取り組むものです。

避難行動要支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険の要介護3以上の人</li> <li>○身体障害者（身体障害者手帳1・2級）</li> <li>○知的障害者（療育手帳㊤・A）</li> <li>○一人暮らし高齢者（75歳以上）</li> <li>○高齢者のみ世帯の人（75歳以上）</li> <li>○その他、市長が避難支援の必要があると認める人</li> </ul>
内 容	<p><b>【避難行動要支援者名簿】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意者名簿 <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象者：避難行動要支援者のうち、登録調査票の提出により、同意者名簿への登録意思を確認できた人</li> <li>②所持者：協定を締結した避難支援等関係者の長</li> <li>③活用方法：避難行動要支援者を特定し、地域ぐるみの避難支援体制を整備するための活動、個別避難計画の作成</li> </ul> </li> <li>・避難行動要支援者名簿 <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象者：避難行動要支援者</li> <li>②所持者：三原市（協定を締結した避難支援等関係者のうち、加えて誓約書を提出した支援等関係者には、緊急時のみ閲覧可能な状態で事前交付）</li> <li>③活用方法：緊急時（災害時）に、協定を締結した避難支援等関係者の長に提供。避難状況の確認に活用。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【個別避難計画】</b></p> <p>避難行動要支援者一人ひとりにつき「本人の状況、緊急連絡先、避難支援を実施する者、避難場所など」に関する具体的な計画の作成を進めるものです。住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援するため、市が主体となり、地域の避難支援等関係者と関わる福祉等専門職と連携・協力して作成に取り組みます。</p>
窓 口	三原市高齢者福祉課
コ メ ン ト	<p>個別避難計画は、作成することが目的ではなく、作成するまでの過程により、人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、命を守るため、実効性ある避難支援につなげることが大切です。個別避難計画の作成を通じて、健康加齢者も含めて、「年を取っても大丈夫」という社会を皆でつくり、地域共生社会づくりにつながることを期待しています。</p>

## 第5節 その他

### ① 福祉用具レンタル

在宅で福祉機器が必要な高齢者、障害者、病気やケガで一時的に必要な方等に対してレンタルを行います。

利用できる人	市民（介護保険を利用している人は、介護保険による給付を優先する。）
内 容	(1) 貸出機器 介護用ベット、車いす等 (2) 年間利用料 年間利用料（1か月未満無料） ベット3,000円、車いす1,000円 ※搬入・搬出費用や消毒料の負担があります。
窓 口	三原市社会福祉協議会

